

## 意見公募手続（パブリックコメント手続）

### ●●●鈴鹿市犯罪被害者等支援条例（案）について

交通防犯課 Tel 059-382-9022 Fax 059-382-7603

E-mail/ kotsubohan@city.suzuka.lg.jp

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例（案）に対する意見の提出はありませんでした。

### ●参考資料（意見募集内容）

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例（案）への意見を公募します（募集は締め切りしました）

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の方（犯罪被害者等）に対する支援を充実させるため、「鈴鹿市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて検討を行っています。このたび素案がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。

#### ○対象者

- 市内に在住・在勤・在学の方
- 本市に納税義務を有する方
- 本案に利害関係を有する方

#### ○募集期間

11月20日（金曜日）～12月21日（月曜日）

#### ○閲覧場所

交通防犯課（市役所本館5階）、総務課（市役所本館4階）、  
地区市民センター、市ホームページ

#### ○意見提出方法

- (1) ご意見の提出の際には、必ず住所および氏名（市外在住の方は就業または就学先名称も記入）を記入してください。
- (2) ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。
- (3) ご意見の提出は、添付の意見提出様式を使用してください。なお、意見提出様式と同等の任意様式を使用していただくことは可能です。
- (4) ご意見の提出は、窓口（交通防犯課、地区市民センター）へ直接ご持参いただくか、ファクス、電子メールまたは郵送（〒513-8701 交通防犯課宛（住所不要）、意見募集期間最終日の消印有効）で提出してください。

### ○意見の取扱い

提出いただいたご意見は、個人が特定されないように類型化してまとめ、回答とともに市ホームページで公表するとともに、「鈴鹿市犯罪被害者等支援条例」を策定する上での参考とさせていただきます。

なお、個別には回答いたしません。また、本条例に直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。

- > [鈴鹿市犯罪被害者等支援条例（案）（PDF）](#)
- > [意見提出様式（PDF）](#)
- > [意見提出様式（ワード）](#)